

# 役員及び評議員、並びに各種委員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡山こども協会（以下「当法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員、並びに理事会の議決に基づき委嘱する各種委員の報酬等について必要な事項を定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会、並びに会議の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表（1）により報酬及び旅費を支給することができる。

- 2 各種委員が会議に出席したときは、別表（1）により報酬及び旅費を支給することができる。
- 3 理事会及び評議員会、並びに各種委員の会議が同日に開催されたときは、重複して支給しない。

## (理事及び評議員、並びに各種委員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表（2）により報酬及び旅費を支給することができる。

- 2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表（2）により報酬及び旅費を支給することができる。
- 3 各種委員が会議出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表（2）により報酬及び旅費を支給することができる。

## (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表（2）により報酬及び旅費を支給することができる。

## (理事長及び常務理事の報酬)

第6条 理事長及び常務理事が法人及び施設運営のため、会議その他の業務にあたった場合は、別表（3）により報酬及び旅費等を支給することができる。

## (出張旅費)

第7条 役員及び評議員、並びに各種委員が、法人業務のため出張する場合は、別表（4）により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。ただし、居住地と同一行政地域内は支給しない。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

- 4 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第9条 当法人は、この規定を持って、社会福祉法第五十九条の二第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経る行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成21年2月28日 一部改定

平成23年3月5日 一部改定

平成27年2月14日 一部改定

平成29年1月28日に一部改定し、平成29年4月1日から施行する。

別表（１）

名 称	報 酬	旅 費
理 事 会 出 席 報 酬 等	5, 0 0 0 円	実 費
評 議 員 会 出 席 報 酬 等	5, 0 0 0 円	実 費
各 種 委 員 会 出 席 報 酬 等	5, 0 0 0 円	実 費

別表（２）

名 称	報 酬（日額）	旅 費
理 事 業 務 報 酬 等	5, 0 0 0 円	実 費
評 議 員 業 務 報 酬	5, 0 0 0 円	実 費
各 種 委 員 業 務 報 酬	5, 0 0 0 円	実 費
監 事 監 査 指 導 報 酬 等	5, 0 0 0 円	実 費

別表（３）

名 称	報 酬 1 時 間	旅 費
理 事 長 業 務 報 酬 等	2, 5 0 0 円	実 費
常 務 理 事 業 務 報 酬 等	2, 5 0 0 円	実 費

別表（４）

旅 費	宿 泊 費	報 酬 1 日（日額）	そ の 他
実 費	1 0, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	実 費